

高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究 (通信制課程における PDCA サイクルの確立)

審査要項

令和3年8月25日
文部科学省初等中等教育局長決定

「高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究（通信制課程における PDCA サイクルの確立）」の審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、申請された本事業に関する企画提案書について、調査業務の実施方針、組織の経験・能力、業務従事予定者の経験・能力について評価するとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

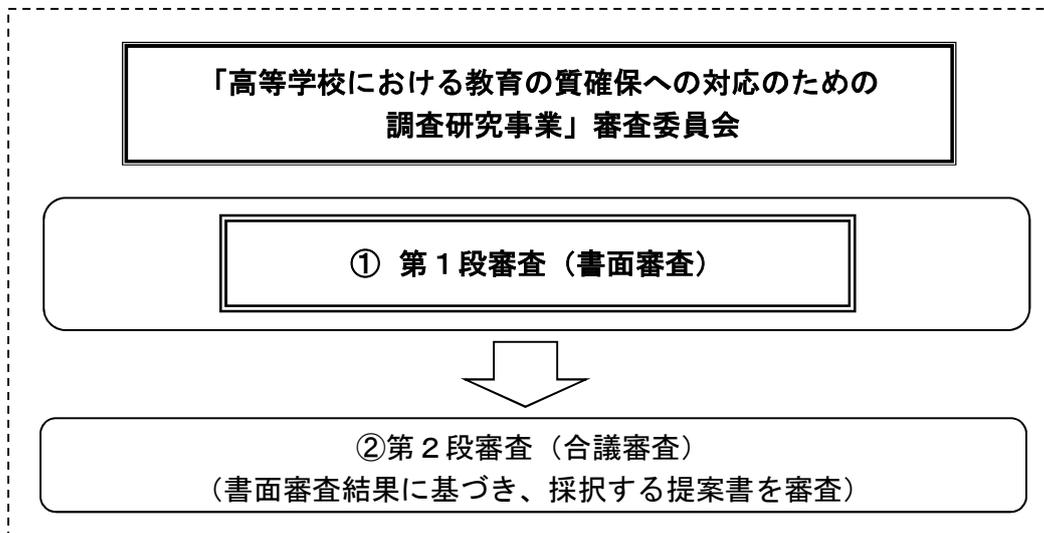
なお、採択に際しては審査の評点順とするが、取組の特徴にも配慮する。

2. 審査の方法

(1) 審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究事業」審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- ② 審査委員会においては、受理された全ての申請について「第1段審査（書面審査）」及び「第2段審査（総合的な調整を行うことを主眼とした合議審査）」を実施し、採択する企画提案書の審査を行う。

<審査の手順>



(2) 審査（の進め方）

①第1段審査（書面審査）

- ・審査委員会は、研究機関等から提出された提案書について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。

②第2段審査（合議審査）

- ・第1段審査の評価を基に総合的な調整を行うことを主眼とした、数名程度で構成される審査委員会委員による合議審査。
- ・必要に応じて提案書についての改善のための条件又は意見を付することができる。

3. 審査の観点

本事業の採択に当たっては、「高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究事業（通信制課程におけるPDCAサイクルの確立）」審査基準に沿って審査を行う。なお、審査に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、本事業に関する企画提案書について、調査業務等の実施方針、組織の経験・能力、業務従事予定者の経験・能力について評価を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

4. 開示・公開等

(1) 審査委員会の審議内容の取扱い

各提案書の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、審査委員会が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

(2) 審査結果について

審査結果及び採択された企画提案書は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3) 審査委員会委員の氏名について

審査委員会委員の氏名については、公正かつ中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれが無くなった後、速やかに公開する。

5. 協力者の遵守事項

(1) 秘密の保持

審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(2) 利害関係者の審査

- ① 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に申し出なければならない。
 - (ア) 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - (イ) 審査委員が所属している法人等が申請があった場合

- (ウ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- (エ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受け取っている場合
- (オ) 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- (カ) 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
- (キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

等申請された構想に直接関係する協力者（以下「利害関係者」という。）は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する構想の審査を行わないこととする。また、企画評価会議における当該構想の個別審議に加わることができないこととする。

- ② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- ③ 企画評価会議は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価会議は、前項の要請を拒否することもできる。
- ④ 審査委員は、前項により企画評価会議が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を競争参加者の審査を行ってはならない。

（3）不公正な働きかけ

- ① 審査委員は、当該審査については不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究 (通信制課程における PDCA サイクルの確立)

審査基準

令和 3 年 8 月 25 日
文部科学省初等中等教育局長決定

高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究（通信制課程における PDCA サイクルの確立）の審査において、審査項目ごとの審査基準を以下のとおり定める。

1. 第 1 段階（書面）審査

(1) 第 1 段階（書面）審査の評点

第 1 段階審査は、高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究（通信制課程における PDCA サイクルの確立）審査要項（以下「審査要項」という。）の「3. 審査の観点」の各要素との適合性を踏まえつつ、「3. 審査の観点」の項目（以下「審査項目」という。）ごとに以下の 5 段階の区分により判断することとする。

評点	評価
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	妥当である。
2	やや不十分である。
1	不十分である。

(2) 各評点の所見等

- ① 審査の所見は、採択すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。特に、下記「(3) 審査項目と審査の観点」の各項目の評点で、「5」や「1」の評点を付した場合、どの点が非常に優れているのかまたはどの点が不十分であるのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。
なお、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価は別に定める。

【評点の基本的考え方】

1. 提案書の各審査項目に付す評点（5～1）については、「絶対評価」により付すこととする。
2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
- ・認定段階3＝3点
- ・プラチナえるぼし認定企業＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による超過措置により認定）＝1点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝2点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

(3) 審査の観点

1 調査業務等の実施方針

1-1 調査内容等の妥当性、独創性

1-1-1 公募要領記載の調査内容等について全て提案されている。

1-1-2 偏った調査内容等となっていない。

1-1-3 公募要領に示した内容以外の独自の提案がされている。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当である。

1-2-2 調査項目・調査手法が明確である。

1-2-3 類似調査の実績内容が優れている。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性がある。

1-3-2 作業の日程・手順等が効率的である。

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査等業務の経験

- 2-1-1 過去に類似の調査等を実施した実績がある。
- 2-1-2 類似調査等の実績内容が優れている。

2-2 組織の調査等実施能力

- 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されている。
- 2-2-2 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力、研究能力を組織として有している。
- 2-2-3 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有している。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれている。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査等業務の経験

- 3-1-1 過去に類似の調査等をした実績がある。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

- 3-2-1 調査内容に関する専門的な知識・知見、研究能力を有している。
- 3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有している。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定がある。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究
(通信制課程におけるPDCAサイクルの確立)の委託に係る評価票

		氏名:	
評価項目及び評価基準	コメント	評点	
1 調査業務の実施方針 [40点]		/40	
1-1 調査内容等の妥当性、独創性		/15	
1-1-1 公募要領記載の調査内容等について全て提案されている。			/5
1-1-2 偏った調査内容等となっていない。			/5
1-1-3 公募要領に示した内容以外の独自の提案がされている。			/5
1-2 調査方法の妥当性、独創性		/15	
1-2-1 調査の抽出・分析方法が妥当である。			/5
1-2-2 調査項目・調査手法が明確である。			/5
1-2-3 類似調査の実績内容が優れている。			/5
1-3 作業計画の妥当性、効率性		/10	
1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性がある。			/5
1-3-2 作業の日程・手順等が効率的である。			/5
2 組織の経験・能力 [30点]		/30	
2-1 組織の類似調査等業務の経験		/10	
2-1-1 過去に類似の調査等を実施した実績がある。			/5
2-1-2 類似調査等の実績内容が優れている。			/5
2-2 組織の調査等実施能力		/15	
2-2-1 事業を遂行する人員が確保されている。			/5
2-2-2 事業を実施する上で適切な財務基盤、経営能力、研究能力を組織として有している。			/5
2-2-3 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有している。			/5
2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制		/5	
2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれている。			/5
3 業務従事予定者の経験・能力 [15点]		/15	
3-1 業務従事予定者の類似調査等業務の経験		/5	
3-1-1 過去に類似の調査等をした実績がある。			/5
3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性		/10	
3-2-1 調査内容に関する専門的な知識・知見、研究能力を有している。			/5
3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有している。			/5
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]		/5	
4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		/5	
4-1-1 以下のいずれかの認定等がある。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。] ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る) ○ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する			/5
合 計 [90点]		/90	
総合所見			